

平成22年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年4月21日（水）午前9時00分開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
日程第5 承認第2号 中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について
日程第6 承認第3号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
日程第7 農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	17番	若園	五朗
18番	星川	睦枝	19番	藤橋	礼治
20番	小川	勝範			

本日の会議に欠席した議員

16番 広瀬 時 男

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀 孝 正 副 市 長 豊 田 正 利

教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷺 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	今 木 浩 靖		

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） おはようございます。

本会議を始める前に一言お礼申し上げます。本日傍聴者の方、大変早朝から傍聴していただき、厚く御礼申し上げます。また、平素、瑞穂市議会並びに行政に対して大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまから平成22年第 2 回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号17番 若園五朗君、18番 星川睦枝君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日だけと決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

4 件の報告をします。鷺見事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 失礼いたします。

議長にかわりまして、4 件報告いたします。

まず 1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成22年 2 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第199条第 5 項の規定による随時監査の結果報告を、同

条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、平成20年度及び平成21年度の補助金に関する事務の執行について実施されました。その結果、履行確認は実績報告による書類確認がほとんどであり、記載事項の内容では判断が困難なものや収支報告が適切でないものがある。したがって、記載内容の適切な指導と随時に現地での履行確認に努められるとともに、繰越金額の多い補助事業に対しては適正な補助事業執行の確認に努め、補助金額の削減の可能性等も検討されたい。厳しい財政状況の中、補助金事業についての必要性、効果をいま一度検証され、少ない投資で最大の効果を得られるよう、補助金の算出根拠も含め検討されたいとの報告でした。

3件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。3月29日に同組合の平成22年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は1件で、平成22年度当初予算です。予算案は総額を1億2,599万3,000円とする内容で、平成21年度当初予算と比較すると121万2,000円、率にして1.0%の増となります。当市の負担金は人口割が131万4,000円で、前年度比3.3%の増、また瑞穂市の児童でこの施設の利用者がいないため、平成22年度の利用者割はなしとの見込みです。この議案は、原案のとおり可決されました。

4件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。4月13日に同組合の平成22年第1回臨時会が開催されました。提出されたのは、平成22年度一般会計補正予算と、西濃環境整備組合管理者の選任についての2件でした。平成22年度一般会計補正予算は、歳入歳出をそれぞれ549万2,000円増額し、総額を15億1,865万8,000円とするものです。歳入の主なものは、財政調整基金繰入金549万2,000円の増額です。歳出の主なものは、じんかい処理費のうち職員手当等で468万5,000円の増額になり、これは子ども手当を支給するためのものです。西濃環境整備組合管理者の選任については、宇佐美晃三、大野町長が選任されました。いずれの議案も原案のとおり可決されました。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

平成22年第2回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてを報告させていただきます。

去る平成22年3月25日、瑞穂市役所巢南庁舎におきまして、平成22年第2回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会が開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告いたします。

今回提出した議案は2件であり、すべて可決されました。その内容について、議案番号順に沿って概要を報告いたします。

議案の第2号でございます平成21年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）につ

いてであります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ470万9,000円を減額し、総額を1,126万8,000円とするものでございます。歳入につきましては、基金繰入金を690万円減額、繰越金217万2,000円を増額、また財産収入を1万9,000円増額するものでございます。歳出につきましては、主なものとして財産管理費の委託料を105万円、工事請負費を500万円減額し、基金積立金を149万1,000円増額するものでございます。

次に、議案第3号平成22年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,102万7,000円とするものでございます。その主な事業は、管末管解消等の工事及び水源地自家発電装置の点検整備事業等でございます。主な財源につきましては、使用料638万2,000円、基金積立金からの繰入金218万円、その他繰越金等235万1,000円でございます。事業費につきましては、工事請負費262万5,000円、修繕料122万2,000円等でございます。

なお、詳細につきましては、上水道課に關係資料が保管されておりますので、ごらんをいただきます。以上で行政報告とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから、日程第6、承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてまで一括議題とします。

市長提出議案について、提出理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成22年第2回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員の皆さんには御出席を賜りましてありがとうございます。

新年度も順調にスタートし、去る4月3日には穂積中学校校舎の竣工式、4日には消防団入退団式、5日には瑞穂市道路整備計画審議会の答申を受けるなど、さまざまな事業も着実に執行されております。経済情勢も一進一退の感はぬぐえないものの、少しずつ回復基調に向かっている現状がマスコミでは報道されており、今後の明るさを期待しつつ、引き続き経済の動向を見守りながら市の行政運営を担ってゆく所存でございます。御理解をお願いをいたしたいと思っております。

さて、今回議会を招集させていただきましたのは、農業委員会委員の任期が4月30日に満了となりますので、後任の議会推薦の選任委員の4名を御推薦いただきますようお願いするものでございます。

また、地方税法等の法律等の改正に伴いまして、市条例3件の改正を地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日に専決処分をさせていただきました。同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

それでは、専決処分した条例の内容を簡潔に御説明申します。

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、個人住民税において、年少扶養控除廃止後の扶養親族情報の把握方法の創設や、65歳未満の方の公的年金所得について給与所得を有する場合は、給与からあわせて特別徴収することができることとしたこと。たばこ税の税率引き上げを本年10月に実施すること。非課税口座内の小額上場株式等の配当、譲渡益の非課税措置の創設。また、地方税法の条項・条文が整備されたことによるものなどの改正により、市税条例の関係部分の改正を専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めます。

次に、承認第2号でございます。中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分につきましては、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部が改正され、平成22年3月31日に公布されたことに伴いまして、適用期限の延長について市条例の関係部分の改正を専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めます。

次に、承認第3号でございます。瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布されたことに伴いまして、保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援等課税額における限度額を見直すものでございます。また、倒産・解雇・雇いどめなどによる非自発的失業者の保険税の軽減措置を規定するもの。さらに地方税法の条項・条文が整備されたことなどによる改正により、市国民健康保険税条例の関係部分の改正を専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めます。

以上3件の条例改正の専決処分につき、慎重に御審議をいただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

ちょっと皆さんに紹介をいたします。今回人事異動で、この本会議場のカメラマン平林君が入場しておりますので、ちょっと紹介をいたします。ちょっと後ろを見てください。はい、平林君。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時46分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第1号から承認第3号までを、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から承認第3号までは、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

承認第1号の件でありますけれども、これは第2号、第3号ともに関連する観点から御質問を申し上げたいと思います。

これらの3事案につきましては、全部税金に係る事案でございますが、全部が専決処分をされているということでございますけれども、そこで一つ執行部にまずお聞きをしたいのは、専決処分ができる場合というのは一体どういう場合か。地方自治法の規定に基づいて御説明をまずいただきたい。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

地方自治法の179条では、緊急を要する場合に、議会を招集するいとまがない場合ということが書かれております。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、早瀬部長から答弁がありましたけれども、専決処分につきましては179条、これはそのとおりだと思います。しかし、緊急を要するというのの一つでありまして、具体的な条文を読みますと、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合において、なお会議を開くことができないとき、113条というのは、普通地方公共団体の議会は議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、117条の規定による除籍のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集しても半数に達しないとき、または招集に応じても出席議員が定数を欠き、議長において出席を催告しても

なお半数に達しないとき、もしくは半数に達してもその後半数に達しなくなったときはこの限りではないというのが、この113条のただし書きであります。そして続けますと、三つ目が、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、これは早瀬部長が言ったところ。四つ目が、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるという規定があるわけです。すると、じゃあ今回の専決処分については、これは1、2、3と関連するんですけども、どれに該当するんですか。その該当するところを具体的に言ってください。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今回の場合は、地方自治法179条の第1項ということで、今回3月の31日の公布でございますので、それに伴った時間的余裕がないということでの専決処分ということでございますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今答弁されましたけれども、次にお聞きしすけど、第101条の第5項、ここにはどう書いてありますか。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 101条につきましては、招集ということが書いてございます。その第5項では、招集については、市町村の場合は7日の日にちがあります。ただし緊急を要する場合はこの限りではないという条項が書いてございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） それは、どういう意味ですか。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 招集するのは告示を必要とするんですけども、告示をしなくても、緊急を要すれば招集をすることができるかと解釈すると考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） あんまり明確じゃないから言いますけど、要するに基本的に二元代表制をどう考えるかという問題なんです。執行部は議案を議会に提案する。市長は直接住民から選ばれた代表です。提案された議会も直接住民から選ばれた機関です。そこで審議をして議決をする。そういうチェック・アンド・バランスの中で民主制を担保するというのが日本の地方自治法の仕組みになっておるわけです。だから、先ほどから、賢明な議員の皆さんは、ずっと読

んだ条文を照らし合わせれば、専決処分というものがどういうときにやるものかということがわかられたと。それは今第101条の第5項で言ったように、この第101条というのは、普通地方公共団体の議会は普通地方公共団体の長がこれを招集する、議会の招集の問題です。それで、緊急を要する場合は、要するに市にあっては7日と書いているけど、7日じゃなくていい。1日前でもいいよということの規定なんです。これは先ほど言った二元代表制を担保するための、さらに担保としてのシステム、規定であるわけです。ですから、そう考えてくると、いわゆる小さな市や町村で専決処分という、議会を開けないことというのは、もう基本的にない、ほとんどない。現実に、急に告示をして、そして議会の招集すればいい。緊急を要するときだから、緊急を要する議案。

例えば、条文はそうなっていますが、これはそのとおり議員必携で見ても、今のことが書いておるんです。これまで専決処分のケースで一番多かったのは招集する暇がないときであったが、理由として、果たして町村の段階で招集する暇がないほど緊急を要する事件が現実にあるかどうかである。真に緊急を要する場合は、法第101条第5項の規定により3日の告示期間、これは町村議長会が発行しておる町村のことですから、市は7日ですけど、前日告示して議会を開くこともできるのであるから、本当に執行の時期を失ってしまうような事例は町村ではめったに起こり得ないと言えるということで、全国の町村議員に議員必携という形で、議会の手続とか仕組みを懇切丁寧に書いてくれているバイブルみたいなもんです。その中で、そうやって明確に書いてある。

先ほど申し上げたように、その地方自治法の規定を読んでもそうになっている。なぜそのことをあえて言うかということ、今の二元代表制のシステムそのものを崩壊せしめる危険を持つんですよ。極端なことを言えば、何でも時間がなかったということを利用して、専決処分、専決処分とやっていったらどうなるか。そんな極端なことはしませんということだろうけれども、論理としては同じ東海道本線に乗ったんです。穂積で乗ったら東京まで行っちゃう、レールは。そういうことになっている。だから、とりわけこの専決処分というものについては慎重を期していかなければならないということなんです。

議会を開かずにやっちゃうんだ。専決処分をやると法的効果が出るでしょう。議会を開かずに専決処分をやった、そうしたらその段階で法的効果が出るわけです。法的効果が出てしまった後、こうやって議会を開いて承認をしてくれと。そうすると、全部これ税金にかかわる問題だから、それはいかんという場合もあるかもしれない。ところが、そのかもしれないというものも専決処分の段階で切ってしまうんです。法的効果がないというならいいですよ。ところが、専決処分をすると、きちっと法的効果が発生をする。だから、その後の議会というのは、一体法的にはどういう意味を持っているんだ。二元代表制の精神からして、どういうことなんだろう。つまり、一番原則の原則ですよ、我々にとって。それはやっぱり行政で運営という

ことばかり考えておる。上からおりてきたものを機械的にどんどんどんおろしていく。そういう運営的なことばかり考えていると、そもそも地方自治とはどうであったかという原点、何でこんだけいろんなその規定でたすきをかけながら縛っているのか。これは縛りなんですよ、権力の。だから、そういうところは非常に問題であると。さっきの答弁だって、もっと中身を考えてしゃべらないかん。もう少し地方自治のシステムというのは、民主制の担保というのはもっと深いと私は思うんですね。ちなみに聞いておきますけど、今まで、この国保の負担限度額の引き上げについて専決処分をした例が幾つありますか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの御質問の件でございますが、地方税法等毎年3月31日で改正されるのがここ数年続いているわけですけど、直近では21年3月31日に関連の専決処分をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、3月31日に専決処分をさせていただいておりますと明言されましたけれども、私の記憶では、今まで穂積町時代に、たしか6月の議会か、それまでの間か、臨時議会等で議案として提案をされているという記憶があるんですけども、ここにおられる古い議員さんは多分私より記憶が鮮明であると思いますけれども、そういうことはなかったですか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの御指摘のとおり、税条例等6月に改正した年度もございますが、法律の改正が当然年度越えになった場合とか、そういう場合には6月定例会等で、さらに9月とか出させていただいた経緯はございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 3月31日だけではなかったという歴史的な経緯もあるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、今申し上げたように101条の第5項の規定を使えるわけですよ、専決処分しなくたって。本来あるべき姿はどういう姿なのかということを考えれば、専決処分をする前に第101条の第5項を使う。実際問題、国会の動き等々がわかるわけだから、事前に全協等でそのことを伝えておけば、日程の調整等も議員は事前にできるということなんです。極端な話をする、告示自体は1日だけだったとしても、2日あればできるんですよ。3月31日でしょう。きょう何日ですか、4月21日ですよ。だから、そういうことを考えたときに、3本の内容も、とりわけ納税者は主権者でありますので、に係る大変重要な問題であります。ですから、今後の問題、今これやっちゃったんだけど、今後の問題として今の専決処分というもの、真に緊急の状況のときがやむを得ず認めるときであって、そうでない場合は

101条の第5項を使って議会を開いて、議案として提案するということをきちっと確認していただきたい、この場で。部長が答えられなかったら、市長が最終的に判断をこの場でしていただきたい。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 先ほどの問題でございますが、専決処分した場合には、時系列に申しますと、専決処分を例えば3月31日に出しますと、次の定例会、あるいは次の議会の月に議会に専決処分書を出しなさい、承認を得なさいと、こういうふうに法的にはなっておるわけでございます。

今回の事案は、3月31日をもって国会で審議されたものでございます。その内容につきましては、よく口に言われます日切れ法案と他法との改正に基づく法案とのものがございます。今回は、3月31日、4月1日は日切れ法案になっておる部分が入っておるわけです。これが4月1日の執行日に設定されてあるわけでございます。4月1日といいますと、固定資産税の賦課の基準日、あるいは国保の賦課の基準日でございます。ごめんなさい、固定資産税は1月1日でございます。4月1日が一応基準日になるわけでございます。住民税が4月1日でございます。これが納付書を、たまたま4月、あるいは6月、7月に切符を送らせていただいておりますが、課税の基準は4月1日ということになるわけでございます。そういった意味で、国会の審議の動きによって4月1日から審議になったものが施行されるということで、上位法が設定されてあるわけでございます。

今回の住民税の改正の中にも、所得税法の改正に伴いまして4月1日から施行されておる、いわゆる国会でも施行されておる部分もあるわけです。そういったものを今回住民税でどう取り扱っていくのか、それを住民の皆様にも早くお知らせをすることによって、住民税の課税はこうあるべきだよという部分も中にはあるわけでございます。そういった意味では、住民の皆様方に早目に周知をして、こういうふうな課税の取り扱いになりますよと、こういうことの趣旨が4月1日の改正の部分があるわけでございます。

そういった改正の中で、日切れ法案と一部改正と、あるいは税制の改正、いろんなものがふくそうして中に入っておるわけでございますので、その辺を内容を見詰めて、専決処分すべきなのか、あるいは皆さん方で審議していただくのか、そういったものを当然含めてあるわけでございます。この辺については、それぞれの事案ごとに考えて専決処分をするのか、あるいは皆様が審議をしていただくのか、その辺は十分今後内容を精査した中で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今副市長が言われたように、それぞれの議案ごとに内容を精査をして、

その時期等々の整理等もあるということは、そうだと思うんです。だがしかし、やはりさっきのたばこ税の問題、10月1日とかいう話もありますし、要するに本当に住民に対する実害というか、言葉の問題でありますけれども、そういうものがないような状況であるならば、やはり専決処分というものは避けて、議会に提案をして議論をして、それで議決をしていくと。これがやはり順当な方法であるし、その使い方として101条第5項があるということです。このことを申し上げておるわけです。ですから、それをやるかどうか、そのことを聞いておるんです。それを専決処分という方法じゃなくて、この方法もあるじゃないかと。これでほとんど逆にできちゃうじゃないかと。それから漏れるものなんて本当に具体的に少なくなるんじゃないか。あるとするならば、ちゃんと地方自治法に規定をされた正規の方法に基づいてやるのが二元代表制を担保する地方自治体のやり方ではないかと、こういうことを申し上げているわけです。だから、その点についてもう1回答弁を。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 議員御指摘の原則論の話です。原則は、やはり皆様方と審議して行うのが原則だというふうに、私も理解しております。ただし、今回の内容につきましては、国会の審議、あるいは他法の法律に基づいて4月1日に告示。例えば1月にこの法案を通過して、4月1日にやりましょうというならいいんですが、今回は3月24日に参議院通過です。そして4月1日というような内容でございました。そして4月1日からもう早速動かなければならない条例、法律に基づいて条例を改正しなければならない部分もあるわけでございます。そういったことを考えますと、事案、内容に応じて、専決処分するのか、あるいは専決処分をしないで皆さんで審議していただくというのは、それぞれ内容に応じて検討して、提案、あるいは専決処分すべきだというふうに思います。だから、内容によって変わってくるというふうに理解しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） インターネットを見ていると、この10年の3月議会で限度額の議案を出して、そこで議論をしているところもあるんですよ。ですから、それをどう考えるかという問題もあるんですけども、とにかくあくまでも住民に実害を及ぼさない状況であるならば、先ほどから何回も申し上げているように、101条の第5項を使って議会を招集して審議し議決をすべきであると。専決処分をすべきではないと、こういうことなんです。だから私の今申し上げていることを、今じゃあ市長は、それはそのとおりとなるのか、いやそうではありませんというのか、ちょっと最後に、もう時間ありませんから、市長の方で答弁してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） いろいろ御議論いただいております。今回の件におきま

しては、御案内のように3月31日に国の方が公布したわけでございます。私ども、法律に基づいた地方自治法の第179条第1項の、こういった法に基づいた、その許容の範囲内で行えること、できないことを見きわめながら提案をさせていただいたところでございます。

ひとつ御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ただいま答弁いただいたんですけども、ちょっとよくわかりません。いわゆる179条第1項の中で、専決処分できる場合は四つありますよ。その中の何に該当するんですかと言ったら、先ほどの部長は緊急を要すると認めるときでしたということをお話された。じゃあそうすると、いわゆる101条の第5項がありますよということで、専決処分じゃなくてこれを使えるんじゃないですかという議論の流れでやっておるわけです。そうすると、今の答弁なんてなものは、はっきり言って何にも今まで議論を聞いていなくて、一番最初の答弁を早瀬部長がやっておるのと同じようなもんです、はっきり言って。ですから、その趣旨というものを十分きちっと踏まえて、これからもしこういうことがあったときには、緊急を要するときには101条の第5項を使うようにやっていただきたい。そのことを、ちょっと長くなりましてけれども、今後のためにあえて申し上げておかなければならなかったということでもあります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、質問の中で私申し上げたように、やはり執行部、議会の関係というのは、二元代表制の原理・原則をしっかり踏まえて、住民のためにお互い頑張っていくということが必要だというふうに思っております。ですから、今回3件の専決処分ということについては、やはり先ほど申し上げた101条の第5項を使って議会に諮るべきであったというふうに思っております。現実的に皆さんインターネットを見ていただければわかるとおり、3月議会でこの限度額の引き上げの問題について、いろんな議会でやられております。たった全国一つとか二つとかというような問題じゃありませんね。先ほど申し上げたように、10月1日のだばこ税の問題については、この議会で議案で承認でやっておるわけですから、もっとさらに専決処分をやっておるわ

けですから、そこら辺の整合性も含めて、やはりきちっと住民に対して説明責任を果たせないようなことでは、これはぎくしゃくするわけでありますから、ひとつこの場で、あえて今後のために申し上げて、反対の立場を表明をしておきたいと思えます。

2号、3号についても、討論はしませんけれども、同様の趣旨で反対ということでもあります。
議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第1号は承認されました。

これより、承認第2号中部圏都市開発区域指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第2号は承認されました。

これより、承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議長の許可を得ましたので、質疑をしたいと思います。議席番号17番、新生クラブ、若園五朗です。

瑞穂市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、この施行規則が平成22年4月1日からということですが、国の改正、法律が通ったから要するに専決するという、その内容の中で、国保税の基礎課税限度額が47万から50万に今度専決されたと。3月定例会においては条例、並びに予算を47万で通してきた。そうなれば、専決、専決と言われるならば、今言っている国保税の課税の基準日、そして4月1日から施行するに伴う納付書を出す時点で、予算書と条例とは一連して連動しておると私は思うんです。できれば、この提案を6月議会に仮に出すとなれば、今回の条例及び予算書も収入として入ってこなければならぬと私は解釈します。その辺のことについての執行部の考え方、そして、今言っている国保税の基礎課税限度額ですね。3月31日現在では47万が基準で、改正されると50万ですけど、県下各市町、たまたま47万、あるいは50万、通ることになっていますが、限度額ですので、別に50万を通れば、48万であろうと、46万であろうといいと思うわけです。そういう中で県下の状況、今現在の限度額が47万ですけど、すべてその金額で通っておるのかどうか、それもちょっと確認したいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの若園議員の御質問、2点ございましたが、基礎課税額限度額47万円、これを今回50万で上げるのであれば予算も伴うべきではないかということですが、先ほども全協の場でお話しましたように、今所得を把握して課税を積み上げておる段階ですので、これが確定しておれば、当然その分の3万円の差の分で補正予算を組むということも考えられますが、まだ全体がつかめていないという状況ですので、これは次回の補正等であわせて行いたいというふうに今回は考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと基礎課税額の限度額47万円、県下で全部の自治体かということですが、それはまだちょっと把握はしておりませんが、ほとんど法律に上限と定められたこの額を規定されるであろうというふうに解釈だけしております。状況は、また把握でき次第報告はさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 私もこれで6年目の議会に出て、国保税についてはいろいろと所得割、納税割、応能割についての質問をしておる中で、各市町の基礎課税額一覧表を持っている中で、

多分違ったように思っております。市町によって、限度額はそこまで取れるんですけど、取っていない市町村も1万円、2万円開きがあったと思うんです。今回の中で、国の法律が通っても、各市町の国保会計はやっぱり私たちが議会が予算を通すことでございますので、それは皆さん御承知のとおりだと思います。そうした中で、部長の話の中で、税務署が所得税から市町村県民税の吸い上げをしておると思うんです、今現在。そうならば、あえて専決処分して今回通さなくても、淡々と手続をとって6月議会に条例を提案し、収入なり、状況をすべて把握できると思うんです。固定資産税については1月1日現在で課税され、納付書も来ているところですが、国保については基準日がいつで、納付書をいつ出されるのか確認したいのと、もう一つ、税務署からのデータ、各税務課に資料が、データを吸い上げておると思うんですが、そのデータをいつ国保の担当者の方に吸い上げ、算定されるか、確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 所得の把握関係でございますけど、住民税が6月に納付書が出ます。この段階で賦課決定ということになりますので、それを受けまして、国保につきましては、その状況で7月に納付書を発送させていただきますので、まだ今の段階では積み上げ段階という状況になってきております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 西岡議員の話と一緒に、ある程度専決を使わずに、国の法律と瑞穂市の国保会計について、要するに単独の国保会計で条例を通しておる話でございますので、これをきょう通して6月に予算書だけ上げておけというつもりなのか、本来、条例と予算書は対で上がってくると思うんですね。その考え方はどうなんですか。

予算書は当初予算47万で、50万で今回通して収入がふえておる状況の中で、その人数も対象者も違うと思うんですね。そうならば、条例と予算とは連動しておると思うんです。今言っておるそういう考え方、専決の使い方と条例の提案の仕方についての仕組みですね。その辺の基本のルール。西岡議員と同じことを私聞きますけれども、副市長は、やっぱりそこら辺は従来どおりではなくて、やっぱり国の法律、各市町の国保会計の収入支出、基礎課税額については各市町違うんですよ。僕は国保のときに一覧表持っていますけれど、そこら辺もしっかり把握した中で、法手続上、議会ある中で手続を粛々とやってもらわないと、専決で通れば予算は確保した、納付書を刷ればいいわではなくて、それはすべて条例、予算、そして課税基準額、そして予算執行、予算が上がってくれば条例が上がるので、今回の手続は専決して、条例だけ通して、そして納付書をどんどんつくって4月から納付書を発送するという手続上、まだ6月もあるので、今回のこういう条例の専決については、3月31日に国が通って、4月1日から施行するという1日の話でやっておる中で、まだ6月まで時間があるし、納付書を発行する時間も

物すごくあるので、やっぱり手続上見直すところは見直してほしいと私は思います。

最後になりますが、副市長の考え方で私は質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） まず予算の関係でございます。今回、確かに47万から50万、あるいは12万から13万というふうには1万円上がるわけでございます。しかるに、24条の関係でございますが、これにつきましては課税の特例ということで、所得を100分の30とみなして軽減をするという措置がございます。この部分をあえて両方を計算をして本来は出すべきだというふうには思うわけでございますが、現在の段階では、担当部長からお話しをしましたように、掌握がなかなかしづらい部分、あるいはこの部分の整合性を見ますと、金額にマイナスになるかもわからない、プラスになるかもわかりません。そんなような状態の中でございますが、大まかには大体把握はしておるつもりでございます。

そして、改正の専決処分の内容でございますが、先ほど西岡議員のお話もございましたように、納税者の皆さん方には、なるべく早くこういった改正については承知していただきたいということも一つございます。

そういった意味で、先ほどの話になりますけれども、専決処分につきましては国の法律上が動いておる部分、あるいは日切れの部分、それから住民にいつ知らせた方がいいのか、そういった諸条件を考えてみまして、専決処分というのは当然そこで判断をすべきものだというふうに思います。そういった意味でございますので、今回は専決処分をしたということでございますので、その辺を御理解いただけたらというふうに思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 副市長、大変答弁ありがとうございました。6月定例会になれば、市民部長にお願いしたいんですが、今回の法改正によって6月定例会でこの条例案が上がってくるかどうか、6月に専決処分されるかどうか、各市町ですね。各自治体の運用だと思っておりますが、それを議場の中で今回私質問しますので、この内容について各市町はどうだったか、そこだけ調べてお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長（小川勝範君） 答弁よろしいですね。

〔「はい」の声あり〕

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今の若園議員の質問に関連して、ちょっと御質問を申し上げておきたいと思いますが、先ほどの専決処分するときにも話しましたが、やはり執行部の基本的な姿勢の問題、これが非常に住民福祉を向上させる上で大事な問題だなあというふうに思っております。

というのは、今、若園議員は県下の自治体の状況について把握をしてもらいたいという話もあったんですけれども、例えば、これ2008年ですけれども、そのときには三鷹市とか小金井市、多摩にそういう自治体があるということですが、限度額自体を引き上げていないんですね。今、専決処分がどうのこうのという話で、一生懸命そこでやっていますけど、さらにレンズを引くと、地方税法を改正されたんですけども、自治体ではそれをやってないということもあるわけです。ですから、そういう意味では、国の決めたことをとにかくそのまま、もう決まったように県、そして市町村というふうにしていくことに、ちょっと待った、問題意識を持っていただきたいというふうに思うんです。限度額を引き上げない自治体は、どこにどれだけあるか。それは、なぜなのかというようなことも含めて、視野に入れながら、じゃあ瑞穂市としてどうするんだという思考の回路というものを、しっかりやっていただきたい。それがやっぱり住民の福祉を考える執行部の基本的な姿勢として、一番重要な問題ではないかというふうに思うわけです。ですから、若園議員に関連しますけれども、もっと全国的に、限度額を引き上げたけれども、実際は引き上げていないというような自治体についても、ぜひ把握をしていただきたいということを申し上げますので、執行部の答弁をいただいております。議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの西岡議員の御指摘の件でございますが、できるだけインターネット等を利用して、その実態は把握させていただきたいと思っております。またそれも御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺でございます。

瑞穂市国民健康保険税条例を一部改正する条例案の専決処分について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党、私小寺は、国民健康保険税が高いと、もっと値下げをすべきだということで今

まで議会の中でも議論をしてきました。また、2年前の選挙を立候補するに当たって、私は公約として、国民健康保険税加入者1人当たり1万円の値下げを実現するために議会の中で頑張ると、そういう公約も掲げて取り組んできたところでございます。しかし、この3月の議会の中では、国民健康保険税が値上げをされました。平均すると1人8,700円ぐらいの値上げになったということでございます。

議会の論議の中でも、日本共産党は反対という立場で来ました。そういう中で、また今回、専決処分で47万円を50万円、12万円を13万円ということで、4万円の値上げをするということでの専決処分の条例改正でございます。そのように、またまた国民健康保険税の条例を国保住民に負担をかけるという点では反対をいたします。

さらにまた、さきの3月の議会の中では、国民健康保険税条例が改正されて値上げの案が決まっておるわけです。ですから、それによって予算も決まっておると。その上にこの専決処分が議決されるならば、保険税の収入が増になるということでございますので、あえて専決処分を増額をするということをしなくても予算執行はできるという立場でございますので、その点では、この条例案の専決には反対であると表明していきたいと思っております。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

承認第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第3号は承認されました。

日程第7 農業委員会委員の推薦について

議長（小川勝範君） 日程第7、農業委員の推薦についてを議題とします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時59分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

この件につきましては、市長から、農業委員の任期が4月30日をもって満了とすることに伴

い、農業委員等に関する法律第12条第1項、第2項の規定により選任をしたいので、学識経験を有する者を推薦願いたいとの通知がなされております。

お諮りします。推薦の方法については、議長において推薦をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議会推薦の農業委員は4名とし、市橋直子君、関谷貞良君、高田里美君、高田住代君、以上4名の指名した方を推薦したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、市橋直子君、関谷貞良君、高田里美君、高田住代君、以上の方を推薦することに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第2回瑞穂市臨時議会を閉会します。

閉会 午後0時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年4月21日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 若園五朗

議員 星川睦枝